

住宅改修 必要書類のチェックリスト(事後申請用(工事後))

被保険者番号	被保険者名	要介護度	在宅の有無	支給方法
		要支援1・要支援2	在宅・入院(所)中	償還払・
		要介護1・2・3・4・5	(退院(所)見込： 年 月 日)	受領委任払
改修の内容	1.手すりの取付け 2.段差の解消(スロープ、踏み台、その他())			
	3.床材の変更(居室、風呂、その他()) 4.引き戸等への扉の取替え(扉、ドアノブ、その他())			
	5.洋式便器等への便器の取替え(和式→洋式、洋式の向き変更) 6.付帯工事()			

チェック項目

 住宅改修支給申請書

- 記入が必要な全ての項目が記載されている。
- 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致している。
- 申請者欄は、被保険者本人の住所、氏名が記入されている(自署又は記名・押印がされている)。
- 受領委任払いの場合は、受任者の欄に記入されている。
- 工事着工日、完了日は、受認通知書の日付以後である。
- 申請日は、工事完了日および領収書の日付以後である。

 領収書の写し

- 宛名、被保険者本人である。
- 領収年月日は、受認通知書の日付以後である。
- 施工業者の社名、住所等が記入されている。
- (償還払いの場合)領収金額が事前申請した見積金額(工事費見積書)と同額である。
- (受領委任払いの場合)領収金額が利用者負担額と一致している。
※利用者負担額…支給対象額から保険給付額(支給対象額に保険給付割合(7割～9割)をかけて、小数点以下を切り捨てたもの)を差し引いた金額

 改修前後の写真(撮影日付入りのもの)※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外

- 改修箇所ごとの写真であり、欄外に改修箇所の記載がある。
- 改修箇所を含む生活動線が分かる構図で撮影されている。
- 写真の枠内に日付が入っている。
- (改修前のみ)段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真とその近接写真(目盛りが読める)が撮ってある。
- 改修前の写真と改修後の写真は同方向から撮影されている。
- 現像した写真の場合は、A4の紙に貼付されている。
- (改修後のみ)使用した部材が写真の中で確認できる。
- (改修後のみ)固定状況や段差状況が確認できる。

 その他

- 事前申請時に入院または入所中で、事後申請時はまだ入院または入所中の場合は、退院・退所日予定日がわかる書類が添付されている(退院・退所が確認がとれない場合は、支給はされません。)

※住宅改修支給申請書、領収書の写し、改修後の写真の順番で左上をクリップ止めしてご提出ください。

- 住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。
- 事前申請と内容は同じであるが、補強材が必要なくなった等の理由で減額になった場合は、事後申請時に書類に加えて、事前申請時の見積書と実際に行った工事の工事内訳書(訂正箇所が分かるように記載したもの)を添付し支給申請してください。
- 事前申請した工事内容に追加や金額の増額が生じた場合は、再度事前申請をする必要がありますので、市にお問い合わせください。
- 住宅改修業者が改修を行う際、利用者・家族から取り付け位置の大幅な変更等を希望されたとしても、事前申請の内容と異なる改修を行うと保険給付の対象外となってしまう場合がありますので、市にお問い合わせください。